

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	消費生活相談員 市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的として、三次市消費生活センターに設置する職で、消費生活相談及び苦情処理並びに消費者啓発等を担います。
募 集 人 数	パートタイム：1人程度
申込受付期間	令和5年1月24日（火）午前8時30分から 令和5年2月 2日（木）午後5時15分まで
業 務 内 容	消費生活に係る相談及び苦情に係る相談及びあっせんに関する事 消費生活に関する知識の普及及び啓発並びに情報収集及び提供に関する事
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和5年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 次のいずれかを有する人 ア 消費生活相談員資格（国家資格） イ 独立行政法人国民生活センター認定の消費生活専門相談員資格 ウ 一般財団法人日本産業協会認定の消費生活アドバイザー資格 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 (3) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（消費生活相談員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	日 時 令和5年2月6日（月）から令和5年2月10日（金）の期間内で設定 ※事前に電話で連絡します。 場 所 三次市役所会議室（三次市十日市中二丁目8番1号） 方 法 面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約10分）

審査・合格～採用	審査	合格については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合格の結果を文書で通知します。なお、電話等での合格の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市消費生活センター(三次市役所内)
	勤務時間	1週間あたり29時間勤務 ※勤務時間は、週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	給料・報酬	(行政職給料表1-28号給) 月額175,500円
	手当制度	時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当ほか
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市市民部市民課市民窓口係(市役所東館1階) TEL 0824-62-6138 FAX 0824-63-2809 受付時間:月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。